

## 玉城町公告第 32 号

三重県度会郡玉城町が発注する玉城町国民健康保険玉城病院電子カルテシステムおよび医事会計システムの物品調達に係る業者選定について、公募型プロポーザル方式により実施するため、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 1 日  
玉城町長 辻村修一

### 1 プロポーザルに付する事項

- (1) 調達物品名 玉城町国民健康保険玉城病院電子カルテシステムおよび医事会計システム
- (2) 内容
  - ア 電子カルテシステム等の構築及び導入
  - イ システムの稼働に必要なハードウェア及びソフトウェアの納入及び設定
  - ウ 情報セキュリティに必要なハードウェア及びソフトウェアの納入及び設定
  - エ システムの導入及び構築に関する業務の管理
  - オ システムの運用に必要な操作研修等の実施及び操作マニュアル等の整備
  - カ その他玉城町国民健康保険玉城病院が必要とすること。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 25 日まで
- (4) 稼働予定日 令和 8 年 3 月 1 日
- (5) 契約上限額 100,000,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
上記の上限金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、内容の規模を示すためのものであることに留意すること。
- (6) 納入場所 玉城町国民健康保険玉城病院

### 2 参加資格 プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 玉城町入札参加資格者名簿に登録されており、東海・近畿地方管内において国・地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
- (3) 東海・近畿地方管内に本社もしくは支社、営業所を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (5) 病床数100床以上の病院において、電子カルテシステムを導入した実績があることを証明した者であること。

### 3 選定審査及び契約

プロポーザルに参加する者に対し、企画提案書等の提出を求め、玉城町国民健康保険玉城病院電子カルテシステム等導入事業者審査委員会において選定審査を行うものとする。選定審査の結果、最も評価点の高い者を優先交渉権者として決定し、協議が調えば契約を締結する。優先交渉権者と協議が調わない場合は、次に評価点の高い者と協議し、手続を進めるものとする。

### 4 手続等

- (1) プロポーザル実施要領の配付期間及び配付場所
  - ア 配付期間 公告の日から令和 7 年 8 月 19 日（火曜日）まで
  - イ 配付場所 玉城町公式ホームページ (<https://kizuna.town.tamaki.mie.jp/index.html>)
- (2) プロポーザル参加資格確認申請書の提出期間及び提出方法
  - ア 提出期間 令和 7 年 8 月 12 日（火曜日）から令和 7 年 8 月 19 日（火曜日）まで（土曜日、日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前 9 時から午後 5 時まで
  - イ 提出方法 4(5)の場所に持参又は郵送（配達記録が残るものに限る。）とする。

(3) 企画提案書等の提出期間及び提出方法

ア 提出期間 令和7年8月26日（火曜日）から令和7年9月1日（月曜日）まで（土曜日、日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

イ 提出方法 4(5)の場所に持参又は郵送（配達記録が残るものに限る。）とする。

(4) 企画の対面審査を行う日時及び場所並びに審査結果

ア 日時 令和7年9月4日（木曜日）

イ 場所 玉城町国民健康保険玉城病院

ウ 審査結果 令和7年9月16日（火曜日）までに書面で通知する。

(5) 手続等に関する問合せ先

玉城町国民健康保険玉城病院管理事務所

〒519-0414 三重県度会郡玉城町佐田881 電話番号0596-58-3039/E-mail byoukai-t@town.tamaki.lg.jp

5 その他必要な事項

(1) 使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は、返却しない。

イ 提出書類は、本業務に関する目的以外に使用しない。

(3) その他 詳細は、プロポーザル実施要領による。